平成２２年（フ）第３０７号
青森市勝田２丁目19番３号
債務者　上崎　　正
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
青森市大字筒井字八ツ橋1161番地２
債務者　上崎　光司
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
青森県むつ市小川町１丁目１番12号
債務者　中村　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
熊本県八代市古麓町1019番地
債務者　塩﨑　俊明
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３９８号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字細井100番地細井寮327―２、住民票上の住所愛媛県宇和島市丸穂町２丁目３番７号
債務者　中津　友則
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
広島県福山市春日町５丁目７番37号、旧住所広島市南区南蟹屋１丁目３番31―601号
債務者　野田　和子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３６号
島根県江津市浅利町75番地１
債務者　藤本　　彰
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３７号
島根県江津市二宮町神主ハ506番地７
債務者　山口　富子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１０３号
岡山県真庭市湯原温泉365番地
債務者　庄　　耕作
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前11時
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３１４号
埼玉県坂戸市清水町５番６号ウイステリア清水604
破産者　関東情報システム株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
金沢市北安江４丁目11番20号　ハイツ晃楽203号室、従前の住所石川県石川郡野々市町押野５丁目242番地　清水ハイツ102号
破産者　渡邉　昌人
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３３２３号
横浜市港南区笹下５丁目２番37号Ａ―107
破産者　有限会社ミスフーズ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４号
相模原市中央区東淵野辺４丁目12番１号
破産者　株式会社アイ・ミート
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１９６８号
愛知県海部郡美和町大字北苅字三本柿102番、商業登記簿上の本店所在地愛知県海部郡美和町大字木田字木田東13番地
破産者　有限会社伸宏産商
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７７号
愛知県小牧市西之島字北屋敷814番地
破産者　進光化成有限会社
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２号
三重県四日市市笹川１丁目15番地の２
破産者　栄建材有限会社
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
三重県四日市市白須賀２丁目９番14号、開始決定時の住所三重県四日市市笹川１丁目15番地２
破産者　近藤　恒男
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係